加古川市人権のまちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、同和問題をはじめ子ども、女性、障がいのある人、高齢者、外国人など様々な人権課題を解決するために、地域において差別を生み出す体質・土壌を具体的に改善していく活動を通して、地域全体の人権意識の高揚を図ることを目的として実施される加古川市人権のまちづくり事業(以下「まちづくり事業」という。)に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、加古川市補助金等交付規則(昭和61年加古川市規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象団体)

- 第2条 補助金の交付申請をすることができる団体は、市内に活動の拠点を有し、人権に 関する自主的活動を実施している10人以上の団体で、次の各号のいずれにも該当する ものとする。
 - (1) 構成員の半数以上が加古川市民である団体
 - (2) 活動の実施及び運営から実績報告まで責任を持って履行できる団体
 - (3) 暴力団 (加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例 (平成24年条例第1号) 第2条第1号に規定する暴力団をいう。) 又は暴力団員 (同条第2号に規定する暴力団 員をいう。) 若しくはその構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む。) の統制の下に ない団体
 - (4) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていない団体
 - (5)年間15時間以上の活動をし、内10時間以上かつ年間5回以上の人権課題解決に つながる活動を実施している団体

(補助金の種類、補助対象経費及び補助額)

第3条 市は、この要綱に基づき、事務又は事業に要する経費の一部を補助するものとし、 補助事業の対象経費及び補助金の額については、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「補助申請者」という。)は、加古川市 人権のまちづくり事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添え

- て、補助事業を実施する前までに市長に提出しなければならない。
- (1) 加古川市人権のまちづくり事業計画書
- (2) 加古川市人権のまちづくり事業収支予算書
- (3) 加古川市人権のまちづくり事業出席者名簿

(補助金の交付の決定及び決定の通知)

第5条 市長は、前条に規定する補助金の申請があった場合は、その内容を審査会で審査 し、補助金の交付の可否を決定したときは、加古川市人権のまちづくり事業補助金/交付 /不交付/決定書(様式第2号)により、速やかにその旨を補助申請者に通知するものと する。

(補助事業の内容の変更等)

- 第6条 補助金の交付の決定を受けた団体(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の 内容を変更しようとするときは、遅滞なく加古川市人権のまちづくり事業補助事業変更 申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなけれ ばならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。
 - (1) 加古川市人権のまちづくり事業変更計画書
 - (2) 加古川市人権のまちづくり事業変更後の収支予算書
- 2 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに加古川市人権のまちづくり事業補助事業/中止/廃止/申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助事業の内容の変更、中止、又は廃止の承認又は不承認を決定し、補助事業の内容の変更に係るものにあっては加古川市人権のまちづくり事業補助事業変更/承認/不承認/通知書(様式第4号の2)により、補助事業の中止又は廃止に係るものにあっては加古川市人権のまちづくり事業補助事業/中止/廃止/承認/不承認/通知書(様式第4号の3)により、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに加古川市人権のまちづくり

事業補助事業実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 加古川市人権のまちづくり事業報告書
- (2) 加古川市人権のまちづくり事業収支決算書
- (3) 加古川市人権のまちづくり事業現金出納簿
- (4) 加古川市人権のまちづくり事業領収書添付シート
- (5) 加古川市人権のまちづくり事業活動報告書
- (6) 加古川市人権のまちづくり事業出席者名簿 (補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書等の審査により交付すべき補助金の額を確定し、その旨を加古川市人権のまちづくり事業補助金確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第5条の規定により交付の決定をした補助金の額(第6条第3項

の規定により補助金の額の変更を決定したときは、当該変更後の額)と同額であるとき

は、当該通知を省略することができる。

(検査等)

第9条 市長は、補助事業者に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(補助金の交付)

- 第10条 市長は第8条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業 者に交付するものとする。ただし、市長は補助事業の遂行上必要があると認めるときは、 補助金の確定前であっても補助金の一部を交付することができるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに加 古川市人権のまちづくり事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければなら ない。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、加古川市人権のま

ちづくり事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、若しくは補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 暴力団等であって、暴力団を利すると認められる補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (5) 補助対象団体の執行方法が不適当と認められたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合、当該取消しに係る 部分に関し既に補助金が交付されているときは、加古川市人権のまちづくり事業補助金 返還命令書(様式第9号)により、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じなけ ればならない。
- 3 補助の対象となる事業が終了したとき、又は交付された補助金が属する市の会計年度 が終了したときにおいて、交付した補助金のうち余剰金が生じたときは、市長は、期限 を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(施行期日)

3 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

4 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

	加	古川市人権のまちづくり事業
	区分	補助対象経費
補助事業の対象 となる経費	報償費	事業に係る講師への謝礼や交通費など
	消耗品費	事業に係る1品5千円未満の物品(事務用品、 資料作成のためのコピー用紙などの消耗品)
	食糧費	会議用お茶等(ペットボトルを含む)の購入費
	印刷製本費	事業に係る印刷製本費
	通信運搬費	事業に係る切手代、郵送費
	燃料費	事業に係るガソリン、灯油等の購入費
	使用料・賃借料	事業及びその打合せに係る会場使用料、機器 使用料、複写機使用料、車両借上料など
	その他	事業の実施に必要であると特に市長が認め たもの
対象外となる経費		構成員への謝金・記念品 上公金で賄うことがふさわしくないもの
補助金の額	加古川市人権のまち ただし、上限 12 万	らづくり事業を行う額とする。 円とする。

禄八第1号										
	加古川市人	権のま	ちづく	り事業補助	助金交付日	申請書				
						令	和	年	月	E
加古川市長様										
			4	補助申請者						
			1	用切牛明石						
				住所又は	所在地					
				団体名						
				(/\s\=\ \\	H				\	
				(代表者:	名)	
補助金の交付を受	受けたいので	、加过	5川市,	人権のまち	づくり事	業補助令	金交付	要綱第	54条の)
規定により、次のと				.,_				- ,,,,,,,		
なお、当団体及び	び当団体の構	成員に	は、暴力	カ団などの	反社会的	組織に属	属さな	いこと	を誓約	J
いたします。										
 補 助 事 業										
の内容										
補助金の										円
交付申請額										
補助事業の着手	令和	年	月	日から	令和	年	月	日	まで	
及び完了年月日	, , , , ,	•				•				
その他										

事業計画書
 収支予算書

3 出席者名簿

添 付 書 類

取下申請期間

			交付					
加古川市人権	のまちづくり事業補助	助金	芒	央定書				
			不交付					
					加人文	第		号
					令和	年	月	日
	様							
			+++- -	⊢ ⊏				
			加古川市	巾長				
	いて次のとおり決定 定により、通知しま [~]		ので、加言	占川市人権	のまちづく	くり事業	養補助 金	È
交 付 申 請 年 月 日		令和	年	月	日			
交付の可否		交付		7	下交付			
不交付の理由								
補助金								ш
交 付 決 定 額								円
補 助 金 の								_
交 付 条 件								
交付申請書の								

14. 21.								
-	加古川市人権のま	ちづくり	事業補助	事業変	更申請書 令和	年	月	日
					TJ (TI	+	Л	Н
加古川市長様								
		補助	事業者					
		住河	所又は所存	生地				
		団	本名					
		(1	代表者名)	
	容を変更したいの ^っ 規定により、次の。				づくり事業補	助金交	付要綱	
交付決定年月日 及 び 番 号	令和	年	月	日	加人文第		号	
変更理由								
変更内容								
補助金の額	変更後の額 変更前の額 差引増減額					円 円 円		
その他								
添付書類	1 変更計画書	(_		_		

2 収支予算書(変更後)

加古川	川市人権のまちづ	くり事業	達補助事業	中止廃止	申請書	年	月	日
加古川市長様								
		補助	事業者					
		住	所又は所	在地				
		<u> </u>	体名					
			(代表者名)	
補助事業を中』 第6条第2項の規	上・廃止したいの 見定により、次の	•			づくり事業補助	助金交付	寸要綱	
交付決定年月日 及 び 番 号	令和	年	月	日	加人文第		号	
補 助 金 交付決定額			(うち交	付済額			円 円)	
中止 の 理 由 廃止								
その他								

承 認

加古川市人権のまちづくり事業補助事業変更

通知書

不承認

様

加古川市長

補助事業の内容の変更について次のとおり決定しましたので、加古川市人権のまちづくり事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により、通知します。

補助年度	令和	年月	美				
交付決定年月日 及 び 番 号	令和	年	月	日	加人文第	号	
変更申請年月日	令和	年	月	日			
変更の理由							
承認の可否		承	認		不承認		
不承認の理由							
変更後の補助金等 交 付 決 定 額						円	
補助金等の 交付条件							

中止 承認

加古川市人権のまちづくり事業補助事業

通知書

廃止 不承認

 加人文第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

加古川市長

補助事業の中止(廃止)について次のとおり決定しましたので、加古川市人権のまちづくり事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により、通知します。

補助年度	令和	年月	变				
交付決定年月日 及 び 番 号	令和	年	月	日	加人文第	号	
中止(廃止) 申請年月日	令和	年	月	日			
中 止 _{の理由} 廃 止							
承認の可否		承	認		不承認		
不承認の理由							
中止(廃止)後の補 助金等交付決定額						円	
補助金等の 交付条件							

	加古川市人権のま	きちづくり	事業補助	力事業実	績報告書			
					令和	年	月	日
加古川市長 様								
		補	助事業者	ŕ				
			住所又は	以所在地				
			団体名					
			(代表者》	名)	
加古川市人権の 次のとおり報告 (のまちづくり事業補 します。	助金交付	要綱第7	'条の規定	定により、補助	力事業の	の実績を	•
交付決定年月日 及 び 番 号	令和	年	月	日	加人文第		号	
補 助 金 交付決定額				(うち	交付済額			円 円)
補助金清算額								円
補助事業の 実績内容								
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 現金出納簿 4 領収書添付シー 5 活動報告書 6 出席者名簿	- }						

様式第6号									
	加古川市人権の	まちづく	り事業権	制金確	定通知書				
					加	人文	第		号
					令	和	年	月	日
	様								
					_				
			7	加古川市	長				
 加古川市人権のまち	.べく N 重業補助名	>	紹笙 g 冬ん	の相定に	ことり ツケィ	カレセ	さり 通名	मा। च -	t-
200円/川月/八年。/ まり		么人门女儿			-	/	3 グ 畑/	W C &	7 0
交付決定年月日	A.T.	<i>-</i>			I I . I . I . I	£.			
及び番号	令和	年	月	日	加人文第	B		号	
補 助 金									円
交付決定額				(うち	交付済額				円)
補助金交付									円
確定額									1 1
7 0 11.									
その他									
	1								

	加古川市人権	のまちづ	くり事業	美補助 金		△ ∓n	Æ		п
						令和	年	月	日
加古川市長 様									
			補助事	業者					
			住所	又は所	在地				
			団体	名					
			(代	表者名)
補助金の交付を受けたより、次のとおり請求し		市人権の	まちづく	くり事刻	業補助金ダ	这付要絲	岡第 10	条の規	見定に
確定通知年月日 及 び 番 号	令和	口 年	月	月	加人文	第	-	号	
補助金交付									円
確 定 額			(うち交	付済額	Į				円)
補助金請求額									円
添付書類	1 通帳の写し	/		_		_	_		

(振込先)

振込先金融機関名				
支 店 名			支店 支所	î Î
預金種目	普通	当座	貯蓄	
口 座 番 号				
(フリガナ)				
口座名義				

18XXXXX O 7										
	加古	川市人権の	まちづく	くり事業	美補助 🕹	6交付沿	快定取消通知書			
							加人又	大第		号
							令和	年	月	日
		様								
		,								
					-	加古川	市長			
					,	ч н ш / т				
加去川市人	権のまち~	づくり 重業績	a 助全态	付 更綱	笠 11 <i>冬</i>	との相合	どにより、次の。	レおり通	6年1711日	=
74 H 11 11 11 17 7	催りより		用奶亚又	门女啊。	77 11 7	てマンが比人に		_ 40 J TE	<u>п</u> лн С а	- 9 o
交付決定年	F A D									
及び番			令和	年	月	目	加人文第		号	
	<u>ターター</u> 金									ш
					(= ±	* / > 	·##			円 m\
交付決					() 5	交付済	· 街			円)
補助金										円
確定	額									
取 消 し	<i>、</i> の									
理	由									
そ の	他									
	,									
ı		1								

返 還 方 法

13/2/3/ 3 /									
	加古川市人	権のまち	らづくり) 事業ネ	甫助金边				
						加人	加人文第		号
						令和	1 年	月	日
	様								
	加古川市長								
加古川市人権のまちつ	づくり事業権	助金交	付要綱領	第 11 条	€第2項	夏の規定により)、次の	とおりi	通知し
ます。		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				,	• • •		_
交付決定年月日		۸							
及び番号		令和	年	月	日	加人文第	-	号	
補助金									円
交 付 決 定 額	(うち交付済額								円)
補助金返還									
決定額									円
返還を命ずる									
理由									
生 円									
返還期限				4	丰	月	日		
1	1								